

瀬戸市子どもの権利条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第48号

瀬戸市子どもの権利条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子ども・若者会議（第3条―第5条）

第3章 子どもの権利擁護委員（第6条―第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、瀬戸市子どもの権利条例（令和4年瀬戸市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 子ども・若者会議

（委員）

第3条 子ども・若者会議の委員は、公募により選出された者のうちから市長が委嘱するものとする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の定数は、30名以内とする。

(子ども・若者会議の意見)

第4条 子ども・若者会議は、市に意見を提出することができる。

(子ども・若者会議の事務局)

第5条 子ども・若者会議の事務局は、健康福祉部こども未来課に置く。

### 第3章 子どもの権利擁護委員

(兼職等の禁止)

第6条 擁護委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、市に対して請負をする企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の職務の公平性が保たれないおそれがある職であるものと兼ねることができない。

(遵守事項)

第7条 擁護委員は、条例第18条に規定する職務を行うに当たっては、次のことを遵守するものとする。

(1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を離れた後も同様とする。

(2) 子どもの権利侵害についての相談及び救済の申立て（以下「相談等」という。）をした者の人権に十分配慮すること。

(救済の申立て)

第8条 条例第18条第1項に規定する救済の申立て（以下「申立て」という。）は、擁護委員に子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立書（第1号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、申立ては、口頭によることができる。この場合において、擁護委員は、申立書に記載する内容を聞き取り、子ども

の権利の侵害に関する救済を求める口頭申立記録書（第2号様式）に記録して、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に内容を確認するものとする。

（調査等）

第9条 擁護委員は、申立てがあった場合において、その申立ての内容が子どもの権利侵害に関することであると認めるときは、その申立てに関して調査及び調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。ただし、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査等を行わない。

- (1) 内容に重大な偽りがあるとき。
- (2) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するものであるとき。
- (3) 裁判所において係争中の権利関係又は行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するものであるとき。
- (4) 議会に請願又は陳情を行っているものであるとき。
- (5) 条例第18条に規定する擁護委員の職務に関するものであるとき。
- (6) 具体的な権利侵害を含まないものであるとき。
- (7) 次項の同意が得られないとき（同項ただし書の規定に該当するときを除く。）。
- (8) その他擁護委員が調査等を行うことが適当でないとき。

2 擁護委員は、申立人が救済を求める本人又はその保護者（以下「本人又は保護者」という。）以外の者である場合は、調査等に当たり、子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等開始に関する同意書（第3号様式。以下第5項において「調査等開始同意書」という。）により本人又は保護者から同意を得なければならない。ただし、救済を求める本人が置かれている状況を考慮し、擁護委員がその同意を

得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 擁護委員は、第1項本文の規定により調査等を行う場合は、子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てについての調査等通知書（第4号様式）により申立人及び本人又は保護者（以下「申立人等」という。）に通知するものとする。
- 4 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査等を行わない場合は、子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立人等への通知書（第5号様式。以下「通知書」という。）により、理由を付して当該申立てに係る申立人等に速やかに通知するものとする。
- 5 擁護委員は、調査等のために必要があると認めるときは、申立人等から子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等についての同意書（第6号様式）（申立人が本人又は保護者以外の者である場合は、調査等開始同意書）の提出を受け、関係する市の機関その他の者に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

（調査等の中止）

第10条 擁護委員は、調査等を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査等の打切りをすることができる。

- 2 擁護委員は、調査等の打切りをしたときは、前条第4項に準じ、通知するものとする。

（勧告又は要請）

第11条 勧告又は要請は、子どもの権利の救済のための勧告・要請通知書（第7号様式）を通知することにより行うものとする。

- 2 擁護委員は、調査等を終了したときは、子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する結果通知書（第8号様式）により当該調査

等に係る申立人等に通知するものとする。この場合において、勧告又は要請を行ったときは、その概要を合わせて記載するものとする。

3 条例第18条第3項の規定による報告の求めは、子どもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告依頼書（第9号様式）によるものとする。

4 条例第18条第4項の規定による伝達は、子どもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告書（第10号様式）によるものとする。

（通知の方法）

第12条 条例第18条第4項並びに第9条第4項、第10条第2項及び前条第2項の規定による通知は、申立人等が申立人等への通知以外の通知方法を希望した場合で、その通知方法が申立人等にとって最も適切であると擁護委員が判断したときは、当該申立人等が希望する通知方法により行うことができる。

（勧告又は要請の公表）

第13条 擁護委員は、勧告又は要請を行った場合は、申立人等の個人情報配慮した上で擁護委員が適当と認める方法により公表するものとする。

（組織）

第14条 擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。ただし、次に掲げる事項を協議する必要がある場合は、会議を開くことができる。

- (1) 調査等又は勧告又は要請の方針等に関すること。
- (2) 活動状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、擁護委員が必要と認める事項に関する

こと。

2 擁護委員は、公的第三者機関として、独立性が保たれなければならない。

(代表擁護委員)

第15条 擁護委員は、互選により代表擁護委員を決定するものとする。

2 代表擁護委員は、擁護委員の事務を総理する。

3 代表擁護委員に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ擁護委員の互選により決定した擁護委員が、その職務を代理するものとする。

(運営状況の報告及び公表)

第16条 擁護委員は、次に掲げる事項を毎年度市長に報告するとともに、その報告の内容について広く周知するものとする。

(1) 擁護委員が受け付けた相談等に関する概要

(2) 擁護委員が実施した調査等及び審議に関する概要

(3) 擁護委員が行った勧告又は要請及びその是正措置等の状況に関する概要

(4) その他擁護委員が必要と認める事項

(擁護委員の事務局)

第17条 擁護委員の事務局は、健康福祉部こども未来課に置く。

#### 第4章 雑則

第18条 この規則に定めるもののほか、子ども・若者会議及び擁護委員について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立書

年 月 日

(宛先) 子どもの権利擁護委員

(申立人) 氏 名  
年 齢  
住 所  
電話番号

瀬戸市子どもの権利条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害に関する救済の申立てをします。

1	救済を必要とする子ども 氏名 _____ 年齢・学年 _____ 学校名等 _____ 住所 _____ 連絡先 (Tel・FAX・E-mail) _____ 保護者氏名 _____
2	申立人と救済を必要とする子どもとの関係
3	他の機関への相談・申立て等の有無 なし あり (機関名など )
4	添付資料 なし あり (別添 枚)
5	申立ての原因となる権利の侵害があった日
6	申立ての原因となる権利の侵害があった場所
7	申立ての趣旨
8	申立ての理由となった権利の侵害の内容

子どもの権利の侵害に関する救済を求める口頭申立記録書

1	救済を必要とする子ども 氏名 _____ 年齢・学年 _____ 学校名等 _____ 住所 _____ 連絡先 (Tel・FAX・E-mail) _____ 保護者氏名 _____
2	申立人 氏名 _____ 年齢 _____ 電話番号 _____ 住所 _____
3	申立人と救済を必要とする子どもとの関係
4	他の機関への相談・申立て等の有無 なし                      あり (機関名など                      )
5	添付資料 なし                      あり (別添                      枚)
6	申立ての原因となる権利の侵害があった日
7	申立ての原因となる権利の侵害があった場所
8	申立ての趣旨
9	申立ての理由となった権利の侵害の内容



第3号様式（第9条関係）

子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等開始に関する同意書

（宛先）子どもの権利擁護委員

瀬戸市子どもの権利条例第18条第1項に規定する救済の申立てにより、子どもの権利擁護委員が、救済を求める本人（氏名： ）に関する救済の申立てに係る調査及び調整（以下「調査等」という。）を行うことに同意します。

なお、当該調査等において必要な範囲で、下記の者から救済を求める本人の個人情報の提供を受け、これを取得することに同意します。

記

瀬戸市教育委員会     瀬戸市      部      課     その他（            ）

年    月    日

<同意者>

救済を求める本人     救済を求める本人の保護者

住 所

氏 名

第4号様式（第9条関係）

子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てについての調査等通知書

年 月 日

様

子どもの権利擁護委員

瀬戸市子どもの権利条例第18条第1項の規定により、下記のとおり調査及び調整を開始することを通知します。

記

1 申立内容

2 調査及び調整の内容

第5号様式（第9条及び第10条関係）

子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立人等への通知書

年 月 日

様

子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、瀬戸市子どもの権利  
条例施行規則 

第9条第4項
第10条第2項

の規定により下記のとおり通知します。

記

1 通知事項

2 通知の理由

第6号様式（第9条関係）

子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等についての同意書

(宛先) 子どもの権利擁護委員

瀬戸市子どもの権利条例第18条第1項の規定による調査及び調整（以下「調査等」という。）に当たり、子どもの権利擁護委員が、救済を求める本人（氏名： ）に関する救済の申立てに係る調査等において必要な範囲で、下記の者から救済を求める本人の個人情報の提供を受け、これを取得することに同意します。

記

瀬戸市教育委員会     瀬戸市      部      課     その他（      ）

年    月    日

申立人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

第7号様式（第11条関係）

子どもの権利の救済のための勧告・要請通知書

年 月 日

様

子どもの権利擁護委員

瀬戸市子どもの権利条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 通知事項

2 通知内容

第8号様式（第11条関係）

子どもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する結果通知書

年 月 日

様

子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、瀬戸市子どもの権利  
条例施行規則第11条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 通知事項

2 結果の概要

第9号様式（第11条関係）

子どもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告依頼書

年 月 日

様

子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで子どもの権利の救済のための勧告・要請通知書により通知した内容について、是正措置又は制度の改善の状況を下記のとおり報告してください。

記

1 通知事項

2 報告期限

年 月 日

第10号様式（第11条関係）

子どもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告書

年 月 日

様

子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、是正措置又は制度の改善の状況を下記のとおり報告します。

記

是正措置又は制度の改善の状況